

“新型コロナ”の影響で困っていませんか？



2021年11月末日まで申請期間延長！

緊急小口資金

●緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ●貸付上限:20万円

総合支援資金

●総合支援資金

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困り、日常生活の維持が困難になっている世帯

- ・月20万円以内(2人以上世帯の場合) または
- ・月15万円以内(単身世帯の場合) 貸付期間:原則3か月



※今回の制度改正で、さらに6か月延長可能、つまり最長9か月借りられます。
※いずれも無利子・保証人不要で、かつ返済時に住民税非課税世帯である場合は返却不要。再延長を要請しています。

教育費等

●就学援助・高校等入学金援助

小・中学校の子どもがいる家庭は就学援助を利用できます(ただし、所得制限があります)



ご相談は、お近くの『生活と健康を守る会』へ



収入減失業 税が払えない!

コロナ禍で役立つ制度を利用しましょう!

生活保護

生活に困っている人は、積極的に生活保護を利用しましょう! コロナ対策で車の保有などが緩和されています。



保険医療

●国保税(料)の減免 医療費減免

納税緩和措置の適用を受けられます。
前年の所得が300万円以下の方が3割減収の場合一国税(料)が全額免除、世帯状況により、減額があります。



住宅

●住居確保給付金

休業等に伴う収入の減少で住居を失うおそれが生じている方、離職廃業から2年以内の方などが対象。

原則3か月、最長9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給する制度です。

なお、2021年1月1日以降は2020年度中に新規申請をして支給を開始した方は、12か月まで延長可能です。

役立つ

●住居確保給付金の特例支給

一度支給を受けた人が再度利用したい場合、申請期間が2021年11月30日まで延長。

